

「特定非営利活動法人 祭だワッショイ」会員規約

第1条.(総則)

1. 祭だワッショイの会員はこの規約の定めに従うものとします。

第2条.(会員の責務)

1. 会員は祭だワッショイの定款に定める目的実現のため、各人の可能な範囲で積極的に活動に参加することとします。

第3条.(本規約の範囲と変更)

1. 本規約は、祭だワッショイの会員に適用されるものとします。

2. 祭だワッショイは、会員の承諾を得ることなく、祭だワッショイが適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約を変更できるものとします。

第4条.(入会・会員登録)

1. 祭だワッショイには、「会員」「賛助会員」があります。

2. 入会希望者は、本規約をご承認いただいた上で、必要な手続等を経た後、入会を承認します。

第5条.(会員譲渡禁止)

1. 会員は、祭だワッショイが付与する会員としての全ての権利を第三者に譲渡若しくは使用させ、また売買、担保の設定等に供するなどの一切の処分行為はできないものとします。ただし、祭だワッショイが承認した場合はこの限りでないものとします。

第6条.(変更の届出)

1. 会員は、住所、電話番号、電子メールアドレス、会社名、その他祭だワッショイへの登録内容に変更があった場合には、速やかに変更の届出をするものとします。

第7条.(退会)

1. 会員が祭だワッショイを脱会する場合は、書面を以って退会の旨を理事長まで届け出なくてはなりません。

第8条.(会員資格の更新)

1. 会員資格の有効期間は、入会年度末までとします。なお、特段の申し入れがない限り1年間毎に継続するものとします。ただし、祭だワッショイが解散された場合は、この限りではありません。

第9条.(会員登録の抹消)

1. 会員が、以下の各号の一つに該当する場合、祭だワッショイは定款に定める手続きに従い、当該会員資格を取り消すことができるものとします。

(1) 定款第9条・第11条に該当する行為が認められた場合

(2) 会員から祭だワッショイへの申告に虚偽があった場合

(3) 会員が会員規約に違反し、祭だワッショイが会員として不適切だと判断した場合。

第10条.(会員の責務)

1. 会員としての責務は以下の通りです。

(1) 祭だワッショイに関わる活動を行う場合は、誠心誠意対応し祭だワッショイのイメージアップに努めます。

(2) 祭だワッショイの名称・ロゴを使用する場合は別途定める「名称とロゴマークの使用規程」を遵守します。

第11条.(パスワード等の発行及び管理)

1. 祭だワッショイは、会員専用HPやメーリングリストにアクセスするため会員専用IDおよびパスワードを発行する場合があります。

2. 会員は、上記ID及びパスワードについて自己の責任において管理することとします。

3. 故意・過失を問わず、会員の不正により上記ホームページ並びにメールアドレス、パスワードなどが不正に使用された場合、祭だワッショイはそのために生じた損害につき、賠償を請求する場合があります。

第12条.(会費)

1. 会員は、定款に従い、祭だワッショイの定める方法により会費を支払うものとします。

2. 祭だワッショイは、祭だワッショイが適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項に定める支払い方法等を変更することができるものとします。

3. 会員都合による退会、会員資格の取消、その他理由の如何を問わず、既に支払われた会費等は、一切払い戻し致しません。

第13条.(禁止行為)

1. 会員は、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 他人の著作権を侵害する行為

(2) 他人のプライバシーを侵害する行為

(3) 他人の名誉・信用等を侵害する行為

(4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為

(5) 事実に反する情報を提供する行為

(6) 会員の立場による選挙運動もしくはこれに類する行為

(7) 祭だワッショイの活動を妨げ、また信用を傷つける行為

(8) IDやパスワードを不正に使用する行為

(9) その他、法令に違反する行為もしくは法令に違反するおそれのある行為

(10) その他、祭だワッショイが不適切であると判断する行為

第14条.(免責事項)

1. 祭だワッショイは、祭だワッショイの提供するサービスの提供中止、停止、故障等から被る損害について一切の責任を負わないものとします。

2. 祭だワッショイを通じて会員へ提供する情報については、すべて会員の責任のもとで使用されるものとし、その完全性、正確性、確実性、有効性、安全性等につき、祭だワッショイは一切の責任を負いません。

第15条.(準拠法、合意管轄)

1. 祭だワッショイに関する紛争については、日本国法を適用し、名古屋地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附則

(1) 当規約は理事会の承認を以って改廃されます。

(2) 初年度規約は、2002年7月1日から施行。